

安来市早生樹新植支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の構築に向けた取り組みの一環として、成長が早く短い伐期で収穫が可能な早生樹の植栽を支援し、次世代型林業の確立を図り、伐採後の放置山林の防止と森林のもつ公益的機能の発揮を促すため、早生樹新植支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象樹種)

第2条 補助の対象となる樹種は、コウヨウザンとする。

(補助対象及び補助金の額)

第3条 補助対象の施業区分、対象内容、対象経費及び補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、申請年度内に事業が完了できるものに限るものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、自己が所有する市内山林において、前条に定める施業の費用の全部又は一部を自ら負担し、実施する者とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、早生樹新植支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容及び要する費用の内訳が記載された契約書等の写し
- (2) 施業予定箇所的位置図及び図面
- (3) 現況を示す写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、早生樹新植支援補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了した日から起算して1月以内又は当該年度末日のいずれか早い期日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 施業状況を示す写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

施業区分	対象内容	対象経費	補助金の額
1 新植	(1) 面積 0.1ha 以上 (2) 植栽本数1,500本 /ha 以上	・地拵え、新植にかかる施業及び森林保険の費用 ・忌避剤散布にかかる費用	自己負担額の1/2 以内の額とする。 (当該額に千円未満の端数が生じ
2 下刈	(1) 面積 0.1ha 以上 (2) 植栽後3年以内	・下刈にかかる施業費用	るときはこれを 切り捨てた額) ただし、10万円を 限度とする。